細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第二十七条第二号、第百五条第一項第一号、第百八十三条第一項第一号及び別添二十九の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

4　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トンを超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

5　（略）

6　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げる自動車については、細目告示第二十七条第一項第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号第２改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　視界内表示投影装置を装備しない自動車

四　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

7　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トンを超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一項第二号中「協定規則第167号」とあるのは「協定規則第167号補足第２改訂版」と読み替えることができる。

一　令和十三年八月三十一日以前に製作された自動車

定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第二十七条第二号、第百五条第一項第一号、第百八十三条第一項第一号及び別添二十九の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

4　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トンを超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

5　（略）

（新設）